

渋谷区区民住宅（一般住宅）

ファミリエ神宮前 入居者募集

※一定以上の所得がある2人以上の世帯向け賃貸住宅です。

先着順募集

一般住宅

ファミリエ神宮前（3LDK）1戸

一般住宅とは

特優賃の所得基準を超える中堅所得ファミリー世帯を対象とした公共住宅です。

問い合わせ 渋谷区営住宅等窓口

（指定管理者 ㈱東急コミュニティー）

電話03-3463-3552

申込みから入居までの流れ

① 申込み

- 申込資格を確認してください。(申込資格 3 ページ)
- 申込書に必要事項を記入してください。(書き方 1 2 ページ)
- 84 円切手を貼り郵送
又は区役所 1 2 階渋谷区営住宅等窓口まで持参してください。

② 申込書による資格審査

- 申込書により世帯人員・収入・区内居住年数等の申込資格を審査します。

非該当通知：
申込資格がないにもかかわらず申込みした場合には、非該当の通知をします。

③ 面接・資格審査

- 区役所 1 2 階渋谷区営住宅等窓口で面接審査を行います。
- 面接時に資格審査に必要な書類を提出していただきます。
- 審査結果に基づき、入居予定者としての可否を決定します。

失 格：
申込資格を満たさない場合は失格となります。

④ 入居予定者決定・入居手続

- 入居決定者の通知をします。
- 指定期日までに敷金納入や関係書類の提出をしていただきます。
- 連帯保証人(又は区が指定する保証会社の利用)が必要です。

⑤ 入居

- 敷金納入等入居手続の完了後、住宅使用承認書を発行します。
- 指定期間内に入居を開始していただきます。

申込資格

申込みできる方は次の1～7の全てに該当する方です。

1 次のいずれかに該当すること。

- ① 申込者本人が、申込日現在渋谷区に住所を有しており、そのことが住民票で証明できること。
- ② 申込者または配偶者（内縁及び婚約者を含む）の親または子が、申し込み時点で2年以上渋谷区に住所を有しており、そのことが住民票で証明できること。

*外国人については、申込者及び同居親族すべてが日本国に永住権を持っていることを要し、そのことが住民票で証明できること。

2 申込者本人が申し込み時点で18歳以上であること。

3 現に同居し、または同居しようとする親族等がいること。

*親族等には内縁、婚約者、渋谷区パートナーシップ証明書を受けた者、児童福祉法の規定による里親（申込者本人）に委託されている里子を含みます。

- ① 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- ② 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかに該当すること。
(ア) 婚約者（入居手続きのときまでに入籍でき、その証明ができること。）
(イ) 申込日現在、申込者または同居親族と税法上の扶養関係にあること。
(ウ) 申込者または同居親族の2親等内の直系血族または直系姻族であること。
(エ) 渋谷区パートナーシップ証明書を受けた者。
(オ) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である申込者本人に委託されている児童（里子）。
- ③ 夫婦の片方だけを同居しようとする親族にしたり、正当な理由もなく所得のある同居親族を除いて申込むなど、世帯を不自然に分割または合併した申込みはできません。
- ④ 申込み後は、出生・死亡の場合を除いて、同居親族及び婚約者の変更はできません。

4 住民税を滞納していないこと。

5 世帯の所得が所得基準内であること。

申込世帯の所得の合計が、所得基準表（6ページ）の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。 → 6～11ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確認してください。

6 現に自ら居住する住宅を必要としていること。

原則として自家所有者、UR(旧公団)・公社、その他地方公共団体が供給する住宅（都民住宅等）の入居者は申込みできません。

7 申込者本人及び同居親族等が暴力団員でないこと。

* ご不明な点がございましたら、渋谷区営住宅等窓口までお問い合わせください。

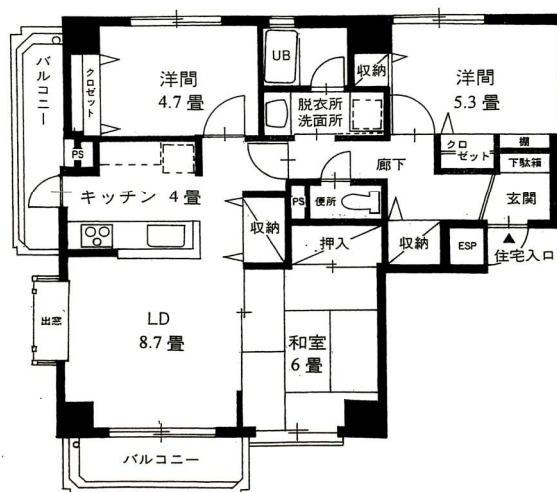
ファミリー神宮前3LDK 概要

所在地	募集戸数	交通機関	規模・構造
渋谷区神宮前 六丁目21番11号	あき家1戸 (6階部分)	JR山手線 渋谷駅下車 徒歩10分 東京メトロ副都心線 渋谷駅下車 徒歩5分	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上8階・地下1階 渋谷区区民住宅4階～8階 渋谷区神宮前土木事務所1～3階 集会室(地域住民施設) 地下1階
入居予定	間取り・面積		備考
資格審査等 手続完了後	3LDK 70.17㎡		専用エレベーター有

ご注意

- (1) この建物は、渋谷区神宮前土木事務所、集会室(地域住民自主管理施設)との併設です。
 - (2) 犬、猫などのペットを飼うことはできません。
 - (3) 常駐の管理人等はいません。
 - (4) 建物の出入口は、オートロックシステムを設置しています。
 - (5) 駐車場はありません。
 - (6) 冷暖房機は設置されていませんがエアコンの取付は可能です。また、石油・ガスストーブ及びファンヒーターは使用できません。カーテンは防災加工のものをご用意ください。
 - (7) 使用料及び使用料の減額については、5ページをご覧ください。
 - (8) 入居手続時には、敷金として518,100円を納めていただきます。また、確実な保証能力を有する連帯保証人が必要です。
 - (9) 住宅の維持管理に必要な経費を共益費(月額9,000円)として毎月納めていただきます。
- ※この建物の西側は山手線などJR線に、東側は明治通りに面しているため、若干の騒音・振動があります。

*間取り図 3LDK 70.17㎡



ファミリー神宮前3LDK 使用料及び使用料の減額について

◇ 本来使用料

入居者に本来負担していただく家賃で、近隣の家賃相場を基準に設定しています。(本来使用料は見直します)

◇ 使用料の減額

- ・ 本来使用料から、入居者の所得に応じて該当世帯のみ減額します。
- ・ 入居時点での減額の方法は、下記の所得区分工・オのみ「使用者負担額」まで使用料を減額します。所得区分力の世帯は本来使用料が家賃となります。
- ・ 入居後の所得区分は、毎年提出していただく収入証明に基づき収入認定を行い、見直します。所得区分オを超えた場合や期日までに使用料減額申請書(収入証明書類)の提出がなかった場合は、使用料の減額は行いません。年間所得が下がった場合には、所得に応じた使用料の減額を受けることができます。

居室	所得区分	使用者負担額(単位:円)		本来使用料
		R4.10~	備考	
3LDK 70.17㎡	工	233,000	本来使用料及び使用者負担額は、近隣相場、経済状況等に応じて変更する可能性があります。	274,100 (所得区分力)
	オ	270,000		

所得区分	家族数(申込者を含む)					単位:円
	2人	3人	4人	5人	6人	
工	6,224,000 を超え	6,604,000 を超え	6,984,000 を超え	7,364,000 を超え	7,744,000 を超え	
	6,260,000 以下	6,640,000 以下	7,020,000 以下	7,400,000 以下	7,780,000 以下	
オ	6,260,000 を超え	6,640,000 を超え	7,020,000 を超え	7,400,000 を超え	7,780,000 を超え	
	7,592,000 以下	7,972,000 以下	8,352,000 以下	8,732,000 以下	9,112,000 以下	
カ	7,592,000 を超え	7,972,000 を超え	8,352,000 を超え	8,732,000 を超え	9,112,000 を超え	
	19,460,000 以下	19,840,000 以下	20,220,000 以下	20,600,000 以下	20,980,000 以下	

所得基準表の見方

この住宅の申込の所得審査は、令和3年（令和3年1月～12月）の所得によります。

令和3年中のあなたの世帯の所得金額を求め、家族数と世帯の所得金額を下記の所得基準表にあてはめ、申込資格があるか確認してください。所得金額の計算については、6～10ページをお読みください。

所得基準表

家族数	世帯の所得金額
	一般住宅（申込み区分M）
2人	6,224,000円 超え 19,460,000円 以下
3人	6,604,000円 超え 19,840,000円 以下
4人	6,984,000円 超え 20,220,000円 以下
5人	7,364,000円 超え 20,600,000円 以下
6人	7,744,000円 超え 20,980,000円 以下

1 家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の所得金額の合計を出します。

収入のある人の名前	(6～10ページで求めた総所得金額) - (11ページ②の特別控除金額) = 各個人の所得金額
合計	Z

Zの額 - 11ページ①の特別控除金額 = あなたの世帯の所得金額（差引所得金額）

2 家族数とは・・・

家族数 = 申込者本人 + 同居親族 + 遠隔地扶養者

*出産予定であっても、申込時に生まれていなければ家族数には含まれません。

*遠隔地扶養者とは、区民住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族のことで、家族数に数えます。実際には入居しないので、入居する世帯人数には数えません。年末調整や確定申告で「扶養親族の申請」をしていることが必要です。

所得の算出方法

まず 所得の種類を確かめましょう

給与所得

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。会社員、店員、日雇い労働者、パートなどの所得をいいます。

給与でいう、年収とは給与所得控除をする前の金額であり、所得とは異なります。

7~8 ページ参考

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得をいいます。自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書で確認してください。

9ページ参考

年金所得

厚生年金、国民年金、共済年金などです。

遺族年金、障害年金などは含みません。

10ページ参考

一所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。
 - ・ 仕送り、増加恩給（併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。

給与所得の方

- ① 現在の勤め先へ就職した日が 令和3年1月1日以前の方

〔源泉徴収票のでる方〕

給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者				住所又は居所		氏名		（受給者番号）	
						氏名		（フリガナ） シンヤ タロウ	
						名		（役職名）	
						渋谷 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収額				
給料・賞与	6386998	4488800							
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）	障害者の数（本人を除く）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
有無等		特 定 老 人	特 別 其 他						
		人 人 人	人 人 人						
（摘要） 年調定率控除額						配偶者の合計所得			
						個人年金保険料の金額			

申込書の総所得金額欄に記載してください。

総所得金額

●この欄の金額が所得金額です。

100,000 円差引いた金額を申込書に記載してください。

〔源泉徴収票のでない方〕 令和3年1月~12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。

次ページ下段の計算式で年間総収入額を所得金額に換算します。

②現在の勤め先へ就職した日が 令和3年1月2日以降の方

現在の勤め先で、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

推定年収を申込書の「支払給与総額欄」に記入してください。

下段で推定年収を所得に換算し申込書の「所得欄」に記入してください。

次の(1)(2)(3)にあてはまるケースを選び、収入を計算します。

- (1) 就職した日が令和3年1月2日～令和4年5月1日までの方
(令和4年5月から令和5年4月までの合計となります)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

- (2) 就職した日が令和4年5月2日以降の方
(就職した翌月から令和5年4月までの収入計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それにその間の賞与を加えます。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

- (3) 就職した日が最近で、まだ1ヶ月分の給料が支給されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍)

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

*病気等により1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて計算
*2ヵ所以上から給与をうけている場合は合算して計算

● 年間総収入額を所得金額に換算します。次の表に従って、**年収額を所得に換算**してください。

12か月分の収入額 ①	所得金額	区民住宅の所得金額 ②	
551,000円未満	所得金額は0円	所得金額は0円	
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 550,000円	所得金額 - 100,000円	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	所得金額は1,069,000円	所得金額 - 100,000円 (969,000円)	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	所得金額は1,070,000円	所得金額 - 100,000円 (970,000円)	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	所得金額は1,072,000円	所得金額 - 100,000円 (972,000円)	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	所得金額は1,074,000円	所得金額 - 100,000円 (974,000円)	
1,628,000円以上 1,804,000円未満	<p>●次の通り、12か月分の収入額を端数整理します。</p> $\boxed{\text{12か月分の収入額}} \div 4 = A$ <p>→ Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式に当てはめてください。</p>	所得金額 - 100,000円	
1,804,000円以上 3,604,000円未満			$B \times 2.4 + 100,000 \text{円}$
3,604,000円以上 6,600,000円未満			$B \times 2.8 - 80,000 \text{円}$
6,600,000円以上 8,500,000円未満	$B \times 3.2 - 440,000 \text{円}$		
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円		

申込書への記入について

【年収】①を「支払給与総額欄」へ、計算結果【区民住宅の所得金額】②を「所得欄」へ記入してください。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

- ① 現在の仕事を始めた日が 令和3年1月1日以前の方
確定申告をしている方

令和3年分の所得税確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業	営業等	①		1	4	8	8	8	0	0
		農業	②								
		不動産	③								
		利子	④								
		配当	⑤								
		給与	⑥								
		雑	⑦								
		総合譲渡・一時 O+{(O+O)×1/2}	⑧								
		合計	⑨		1	4	8	8	8	0	0

〈第二表〉

○専業従事者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与 (控除)額
氏名	東京 一郎	子	12月	円 800,000
生年月日	明・大 54.7.10			
氏名				
生年月日				
氏名				
生年月日				

妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を10ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の所得金額欄に記入します。

⑨の金額から⑧を差引いた金額が所得金額となります。

申込書の所得金額欄に記入します。

※令和3年分の確定申告書を作成していない場合は、下記②により所得金額を計算してください。

- ② 現在の仕事を始めた日が 令和3年1月2日以降の方

現在の仕事を始めた時から、月別収入
必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

次の(1)又は(2)にあてはまるケースを選び、所得を計算します。

- (1) 現在の仕事を始めた日が令和3年1月2日～令和4年5月1日までの方
(令和4年5月から令和5年4月までの合計となります)

推定所得金額

→ 申込書の所得欄に記入

- (2) 現在の仕事を始めた日が令和4年5月2日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和5年4月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)

所得金額合計

×12 =

推定所得金額

→ 申込書の所得欄に記入

営業した月数

*病気等により1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて計算

年金を受けている方

- * 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- * 令和3年1月から12月までに支払を受けたすべての年金などを合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。

① 令和2年12月以前から年金を受けている方

「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

令和3年分		公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所		
	氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	**1,074,770円	円	
扶養親族等申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等	
	特別障害者 その他障害者 老年人	有 無	老人控除対象配偶者の有無 有 無
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の金額(介護保険料額)	
特定老人 その他人	特別人 その他人	円	
年金の種別		生年月日	

- ② 令和3年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方
「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎ 年金収入を所得金額に換算する計算式

- (1) 自分の年金額の合計が納まる範囲の欄に、自分の年金額の合計を記入します。
- (2) その右側へ計算をすすめ、所得金額にします。

年金収入額を「区民住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	区民住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	所得金額－100,000円
65歳未満	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	所得金額－100,000円

年金のほかに収入がある方は、それぞれ所得を計算し、申込書の所得欄へ記入してください。

特別控除について

次の「特別控除」にあてはまる場合は、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
A 老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	Dの特別障害者控除を受けている人は、Cの障害者控除をあわせて受けることはできません。
B 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満の人	
C 障害者控除	1人につき 27万円	① 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 ⑤ 65歳以上の人で、①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
D 特別障害者控除	1人につき 40万円	① 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 ⑥ 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定証の交付を受けている人 ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑧ 65歳以上の人で、①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
E 寡婦控除	27万円	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。 (注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。	
F ひとり親控除	35万円	婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ② 生計を一にする子がいること。 この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 ③ 合計所得金額が500万円以下であること。	

申込書の書き方

記入漏れがあると申込みは非該当になることがあります。

区民住宅使用申込書

年 月 日
渋谷区長 殿

希望タイプ	ファミリー神宮前3LDK	抽選番号	※
郵便番号	〒150-0042	電話番号	03 (3463) 1848
現住所	東京都渋谷区宇田川町1-1		
ふりがな氏名	渋谷 太郎	生年月日	昭和55年8月1日
本人が渋谷区居住の場合	渋谷区に組み始めた日		昭和60年10月5日
親族等が渋谷区居住の場合	氏名		続柄
	住所	渋谷区	丁目・町 番 号
	渋谷区に組み始めた日		年 月 日

本人が渋谷区在住の場合は、渋谷区に住みはじめた

親族等が渋谷区在住の場合は、親族等の住所、氏名、続柄、渋谷区に住みはじめた日を記入してください。

申込者本人を含めた、同居しようとする家族全員（現在は別居しているが、この住宅と一緒にしようとしている家族も含む）を記入してください。
*ここに記入された方以外は入居できません。

区民住宅条例に基づき区民住宅を使用したいので申し込みます。

この申込みについて、貴職が申込者（現同居し、又は同居しようとする者を含む）の住民基本台帳及び住民税納税状況の確認を同意します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現同居し、又は同居しようとする者を含む）が暴力団員による防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定都府県で取り消されても異議のないことを誓約します。

また、承認の上は、申込者（同居する者を含む）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	総所得金額	勤務先・学校等の名称及び所在地
申込者	本人	昭和55年8月1日	42歳	会社員	4,200,000円	名称 渋谷商事 所在地 渋谷区渋谷1-2-3
渋谷 花子	妻	昭和56年9月1日	41歳	無職	0円	名称 所在地
渋谷 一郎	長男	平成20年12月5日	14歳	中学3年	0円	名称 渋谷第六中学校 所在地 渋谷区渋谷4-5-6
		年 月 日	歳		円	名称 所在地
		年 月 日	歳		円	名称 所在地
計3人				合計	4,200,000円	

職業ははっきり具体的に記入してください。（会社員、自営業、飲

6~10ページを参照して計算した総所得金額を記入してください。
*現在働いているすべての人を記入してください。

入居しないが申込者又は同居親族の税法上の扶養親族(遠隔地扶養) 人

あなたの世帯の中で特別控除を受ける方がいる場合は、下欄に記入してください。

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者又は特別障害者	障害の程度
						種 級 度

11ページ特別控除を受ける方がいる場合は、記入してください。

*裏面も忘れずに記入してください。

《お申込み前に、ご確認ください》

1 記入もれはありませんか？

申込書：電話番号や 職業、特別控除欄も忘れずご記入ください。
裏面も必ず記入してください。

※申込書に記入もれや、虚偽の記入があると申込みが無効になります。
申込み後の内容の訂正や変更は認めませんので十分注意してください。

2 切手は貼ってありますか？

封筒に84円切手を貼ってください。

3 申込みは1世帯につき1通です。

重複申込みなどは、全部の申込みが無効になります。

こんなときは・・・

1 「申込み後、住所が変わってしまった」

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、区役所からの通知を受け取れるようにしてください。

2 「資格審査対象者となった後に住所が変わってしまった」

下記あてに、はがきで連絡してください。

〒150-8010 渋谷区営住宅等窓口

① 申込住宅名 ② 旧住所 ③ 新住所

⑤ 電話番号 ⑥ 氏名 を記入してください。

問合せ先

渋谷区営住宅等窓口：指定管理者(株)東急コミュニティー

電話 3463-3552